



Building a better  
working world

March 2019

# Tax Alert

## ATOによる輸入販売取引の利益マージンに関するガイドライン(PCG 2019/1)について

本税務アラート(日本語版)は、EY Tax Alert “Australian Tax Office compliance approach to distributor profit margins requires action” から主要となる箇所を抜粋して翻訳したものです。英語版アラートをご参照ください。

オーストラリア国税庁(以下、「ATO」)は、オーストラリア国内において輸入販売業務を手掛ける(オーストラリア国内での活動が主に輸入販売、または広義の業務の一部として輸入販売を行う)多国籍企業(以下、「MNE」)に適用される新しいガイドラインを公表しました。このガイドラインは下記に該当するMNEにとっては特に重要なガイダンスとなります。

- ▶ ATOに対して報告義務のある税務ポジション(Reportable Tax Position)スケジュールの提出を求められているMNEで、2018年6月30日またはそれ以降に終了する課税年度においてオーストラリア国内での年間売上高が2億5千万豪ドルを超える全ての法人
- ▶ ATOによる(年間売上高が2億5千万豪ドルを超える納税者が対象となる)簡素化されたアシュアランスレビュー(Streamlined Assurance Review)などの税務調査の対象もしくは対象予定となっているMNE
- ▶ 移転価格の事前確認(APA)を既に取得しているMNE(将来のAPA更新検討のため)、または新APAの申請を検討しているMNE

### リスク評価フレームワーク

このガイダンスは近年に発表された他のATOコンプライアンス実務指針(オペレーティングモデルの集約化についてのPCG 2017/1、国外関連者との金融取引のPCG 2017/4など)で採用されているアプローチと同様に、ATOが定義する一定のリスク指標により特定の取引に関わる税務リスクの自己評価を行うことを可能とします。このPCGでは、輸入販売取引について支払金利前税引前利益(EBIT)ベースに営業利益率の5年間加重平均を基にした利益指標(profit marker)を用いて税務リスクを高、中、低の3つのリスクゾーンに分類しています。リスクゾーン評価が高ければ高いほど、納税者の受ける潜在的な影響が大きく、ATOの注目も高くなります。

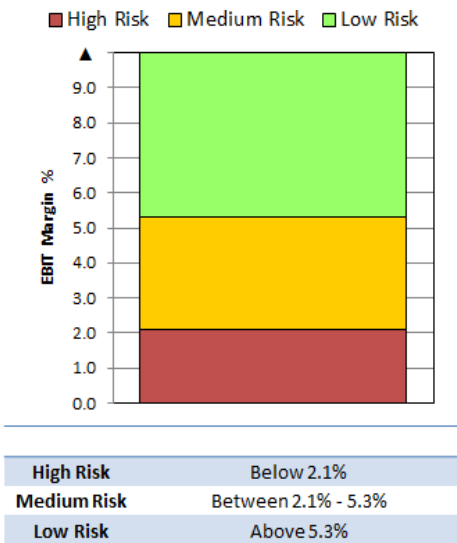
ATOは下記の業界について個別の利益指標を定めています。

- ライフサイエンス
- 情報とコミュニケーションテクノロジー(以下、「ICT」)
- 自動車
- 一般の販売(その他全ての輸入販売取引に適用)

# 利益指標

## 一般の販売

一般販売取引に対する利益指標は、上記 a) から c) の業界に含まれていない全ての販売取引に適用されます。適用されるリスクゾーンは下記の図表に概説されています。

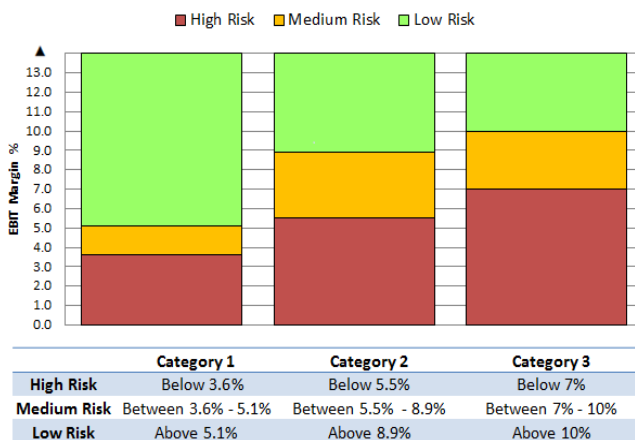


## ライフサイエンスセクター

このセクターには医薬品、医療器具、動物用医薬品が含まれ、付加価値を生む活動の種類によって以下のサブカテゴリーに分類されます。

- ▶ カテゴリー1: 医薬品の情報提供活動、マーケティング、物流、保管を含む販売取引
- ▶ カテゴリー2: カテゴリー1の活動に加えて、承認手続き、市場アクセスまたは政府機関からの医薬品給付制度に関わる還付)
- ▶ カテゴリー3: カテゴリー1および2の活動に加えて、医療器具を使った外科処置のためのトレーニングやサポートなどの専門的な技術を有するサービス活動。

ライフサイエンスセクターのリスクゾーンは下記の図表に概説されています。

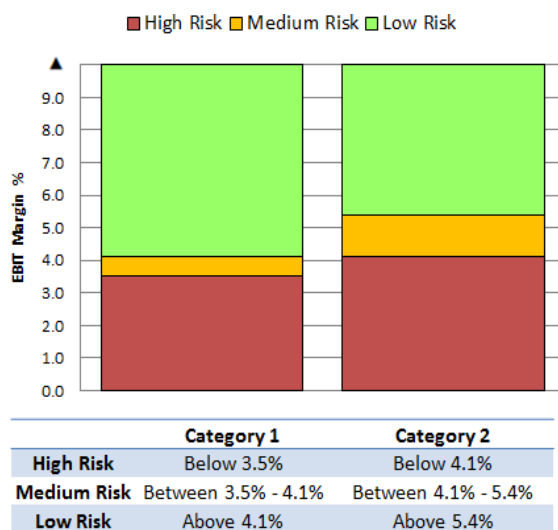


## ICTセクター

このセクターには、個人および企業向けのコンピューターハードウェアおよびソフトウェア製品、デジタル通信機器、アプリケーション、ITソリューション、テクノロジーを通じた相互のコミュニケーションを可能にする付随したサービスが含まれます。さらに、付加価値を生む活動の種類によって以下のサブカテゴリーに分類されます。

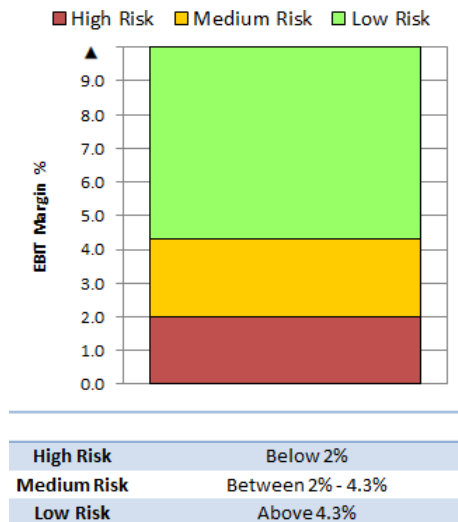
- ▶ カテゴリー1: 販売、マーケティング、販売前および販売後サービス、物流、保管などを含む販売取引
- ▶ カテゴリー2: カテゴリー1の活動に加えて、複雑な営業プロセス、ダイレクトセールス、大口顧客管理

ICTセクターのリスクゾーンは下記の図表に概説されています。



## 自動車セクター

自動車セクターのリスクゾーンは下記の図表に概説されています。



## 販売業者の対応

### 適切な対策を選択する

ATOは、PCGのガイダンス自体は法律ではなく実際の税務ポジションは関連税法に基づき判断されること、本PCGにより納税者は 関連税法を遵守する義務が免責されないこと、利益指標が「セーフハーバー」の基準を示すものではないことを明記しています。

低リスク評価を受けるということは、必ずしも移転価格の結果が正しく、合理的に論証可能なポジションであるということの意味しているわけではありません。同様に、高リスク評価を受けるということは、必ずしも輸入販売取引がオーストラリアの移転価格税制を遵守していないということではなく、ATOがより厳しいコンプライアンス活動を行う可能性が高く、納税者の移転価格ポリシーについて更なる確証を求めるということを意味しています。

低リスク評価以外の納税者は、次のことを検討されることを強くお勧めいたします。

- ▶ 自社の移転価格ポリシーのレビューを行い、PCGのリスク評価フレームワークがどのように適用されるかを判断する
- ▶ ATOの税務調査に備えて、既存ポジションの管理と文書化にあたってどのような分析を行い、どのようなアプローチを採用するか検討する

納税者は次のようなことも検討する必要があります。

1. 現在のポジションを文書化しサポートを強化する- 下記にある2・3の選択肢が好ましくない場合、納税者は、既存の移転価格ポジションが妥当な結果を反映したものとして適切にサポートするために、何が追加的に必要かを検討する必要があります。
2. APAを申請する- 納税者は、ATOからAPAを取得することで確信を得ることも検討可能です。「事前認可のAPA」の考え方はPCGにより導入されたもので、適格納税者に対してAPAプロセスを簡素化するためのものです。現段階ではどのようなメリットがあるのか明確にはなっていませんが、移転価格算定方法としては取引単位営業利益法(TNMM)に限定しており、ATOの利益指標が適用されると明確に定めています。APAプロセスの一環としてその他の税務項目についてもレビュー対象となります。
3. 低リスクゾーンへの移行- ATOは、「妥当な結果を反映した」移転価格ポジションに修正し(例、低リスクゾーンへの調整)、今後は低リスクゾーンに位置することを目標とする納税者に対して、前年の修正に対する罰金や利子を軽減することを示唆しています。低リスクゾーンに入るための利益指標レベルは高めに設定されているため、自社の事業環境に照らしてこれを不適切な選択肢と捉える輸入販売業者が出てくると予想されます。

繰り返しになりますが、このガイダンスは適切な法律の運用に代わるものではありません。移転価格ポリシーに伴う結果の評価については独立企業原則が唯一の法的根拠であるため、この独立企業原則に従って移転価格ポリシーの妥当性を適切にサポートすることが今後とも引き続き重要になります。



### パトリック ジャイルズ・ジョーンズ

EY ジャパン・ビジネス・サービス  
税務ディレクター

2017年シドニーでEY入社。日系企業を含む多国籍企業に対する移転価格業務において13年以上の経験を持つ。東京で6年間に渡り日本の移転価格業務を担当後、2012年よりシドニーにて豪州移転価格業務を担当している。製造業、各種サービス、通信、消費財、小売、商社等、多岐にわたる業務を担当。日本語堪能。

## About EY

EY is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services. The insights and quality services we deliver help build trust and confidence in the capital markets and in economies the world over. We develop outstanding leaders who team to deliver on our promises to all of our stakeholders. In so doing, we play a critical role in building a better working world for our people, for our clients and for our communities.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. For more information about our organization, please visit [ey.com](http://ey.com).

## About EY's Tax services

Your business will only succeed if you build it on a strong foundation and grow it in a sustainable way. At EY, we believe that managing your tax obligations responsibly and proactively can make a critical difference. Our global teams of talented

people bring you technical knowledge, business experience and consistency, all built on our unwavering commitment to quality service – wherever you are and whatever tax services you need.

We create highly net worked teams that can advise on planning, compliance and reporting and help you maintain constructive tax authority relationships – wherever you operate. Our technical networks across the globe can work with you to reduce inefficiencies, mitigate risk and improve opportunity. Our 50,000 tax professionals, in more than 150 countries, are committed to giving you the quality, consistency and customization you need to support your tax function.

For more information, please visit [www.ey.com/au](http://www.ey.com/au).

© 2019 Ernst & Young, Australia.  
All Rights Reserved.  
SCORE NO: AU00003505

This communication provides general information which is current at the time of production. The information contained in this communication does not constitute advice and should not be relied on as such. Professional advice should be sought prior to any action being taken in reliance on any of the information. Ernst & Young disclaims all responsibility and liability (including, without limitation, for any direct or indirect or consequential costs, loss or damage or loss of profits) arising from anything done or omitted to be done by any party in reliance, whether wholly or partially, on any of the information. Any party that relies on the information does so at its own risk.

Liability limited by a scheme approved under Professional Standards Legislation.

## Japan Business Services (JBS) Contacts

## Sydney/Melbourne

篠崎純也 Junya Shinozaki  
Director  
JBS NSW Leader  
Tel: +61 2 9248 5739  
[junya.shinozaki@au.ey.com](mailto:junya.shinozaki@au.ey.com)

## Sydney

石川達仁 Tatsuhiko Ishikawa  
Partner, Assurance  
Tel: +61 2 9276 9339  
[tatsuhiko.ishikawa@au.ey.com](mailto:tatsuhiko.ishikawa@au.ey.com)

カーンズ裕子 Yuko Kearns  
Director, Tax  
Tel: +61 2 9248 5518  
[yuko.kearns@au.ey.com](mailto:yuko.kearns@au.ey.com)

パトリック ジャイルズ・  
ジョーンズ

Patrick Giles-Jones  
Director, Transfer Pricing  
Tel: +61 2 9248 4170  
[patrick.giles-jones@au.ey.com](mailto:patrick.giles-jones@au.ey.com)

## Sydney/Brisbane

渡辺登二 Toni Watanabe  
Director, Tax  
Tel: +61 2 9248 4771  
[toni.watanabe@au.ey.com](mailto:toni.watanabe@au.ey.com)

## Perth

井上恵章 Shigeaki Inoue  
Director, Tax  
JBS Perth, Leader  
Tel: +61 8 9217 1296  
[shigeaki.inoue@au.ey.com](mailto:shigeaki.inoue@au.ey.com)

近藤貴輝 Takaki Kondo Senior  
Manager, Assurance  
Tel: +61 8 9222 8715  
[takaki.kondo@au.ey.com](mailto:takaki.kondo@au.ey.com)